

松伏町生活排水処理基本計画

令和7年11月

松伏町

< 目 次 >

第1章. 計画策定の基本的事項.....	1
1.1. 計画の趣旨.....	1
1.2. 計画の期間.....	1
1.3. 計画の位置付け.....	2
 第2章. 松伏町の概況.....	2
2.1. 地理的・地形的特性.....	2
2.2. 気候的特性.....	3
2.3. 主要な交通.....	3
2.4. 人口及び世帯の動態.....	4
2.5. 産業の動向.....	5
2.6. 土地利用状況.....	7
2.7. 土地利用構想.....	8
2.8. 水環境、水質保全に関する状況.....	9
 第3章. 生活排水処理基本計画.....	10
3.1. 生活排水処理の現状及び課題.....	10
3.2. 基本理念及び基本方針.....	16
3.3. 目標の設定.....	17
3.4. 目標達成に向けた施策.....	19
 ◆ 資 料 編 ◆.....	21
資料-1 松伏町将来人口推計ツール.....	22
資料-2 埼玉県構想策定マニュアル（令和7年3月）.....	23

第1章. 計画策定の基本的事項

1.1. 計画の趣旨

松伏町(以下、「本町」という)は、令和元年2月に「松伏町生活排水処理基本計画」(以下「本計画」という)を策定し、町民の快適な生活環境を目指した循環型社会システムの構築を目指してまいりました。

この度、令和7年度に埼玉県では、各市町村と連携して「埼玉県生活排水処理施設整備構想」の見直しを予定しています。

これを受け、本町では「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル」に基づき、見直しを行うもので

す。

また、本計画は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第6条第1項の規定に基づき、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図りつつ、一般廃棄物の適正な処理を行うため、「松伏町一般廃棄物処理基本計画」の一部として本計画を定めるものです。

1.2. 計画の期間

本計画は表1-1に示すとおり、基準年度を令和6年度として、計画期間を令和8年度から令和23年度までの16年間とします。

ただし、社会情勢の変化があった場合には適宜見直すこととします。

項目	新計画	現計画
計画期間	令和8年度～令和23年度	令和元年度～令和7年度
基準年度	令和6年度	平成29年度

表1-1 計画の期間

1.3. 計画の位置付け

本計画の対象区域は、本町の区域全域とし対象とする廃棄物の範囲は、点線で囲われた図1-1に示すとおりです。

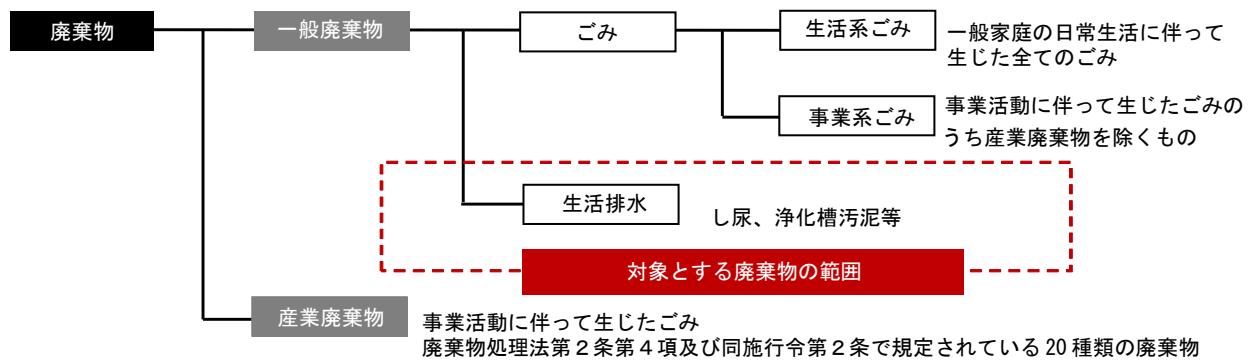


図1-1 対象とする廃棄物の範囲

第2章. 松伏町の概況

2.1. 地理的・地形的特性

本町は、図2-1に示すとおり埼玉県東南部、都心から30km圏内に位置しています。西は大落古利根川を挟んで越谷市、南は吉川市、北は春日部市と接しており、中央部を中川が南北に流れ、東は江戸川を挟んで千葉県野田市に接しています。町域は、東西約4km、南北約7.5kmと南北にやや細長く、面積は16.20km²です。

地形は、町の北東部を占める築堤地の台地を除いて、大落古利根川と中川による標高4mから6mの自然堤防と後背湿地によって形成された、ほぼ平坦な低地となっています。

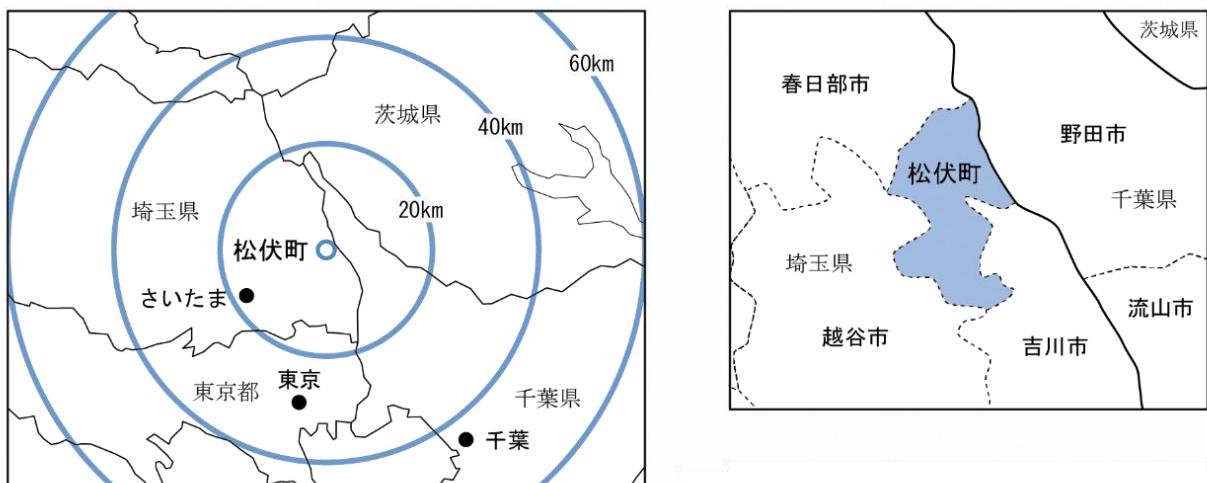


図2-1 位 置

2.2. 気候的特性

気候は、表2-1に示すとおり気温は年平均約15°C～約17°Cと比較的温暖で、降水量は年間約1,200mm程度です。

表2-1 気候

和暦 (年)	気温 (°C)			平均風速 (m/s)	降水量 (mm)
	平均	最高	最低		
H26	15.2	37.9	-4.7	2.7	1,269.0
H27	15.8	37.8	-4.1	2.6	1,411.0
H28	15.8	37.1	-2.9	2.6	1,054.5
H29	15.3	37.7	-4.5	2.8	1,019.5
H30	16.0	38.4	-5.0	2.9	886.0
R1	16.0	37.6	-3.6	2.8	1,324.5
R2	16.0	38.5	-5.4	2.7	1,157.5
R3	16.0	37.9	-6.3	2.7	1,497.0
R4	15.8	39.2	-5.9	2.7	1,126.5
R5	17.2	38.7	-5.2	2.7	985.0
R6	17.3	40.4	-2.9	2.6	1,054.0

出典：統計まつぶし（令和7年版）

2.3. 主要な交通

本町の道路は、南北方向に（県）春日部松伏線と（県）葛飾吉川松伏線、（都）松伏越谷線が、東西方向に（県）越谷野田線が通っています。

南北方向に（都）東埼玉道路、東西方向に（都）浦和野田線（一部供用開始）の整備が進められています。

本町に鉄道は通っていませんが、町内から、東武伊勢崎線（東武スカイツリーライン）北越谷駅、せんげん台駅、JR武蔵野線吉川駅、南越谷駅、越谷レイクタウン駅、東武野田線（東武アーバンパークライン）愛宕駅、野田市駅の各駅に、民間の路線バス網が整備されています。

※（県）とは県道、（都）とは都市計画道路の略

2.4. 人口及び世帯の動態

人口及び世帯の推移は、表2-2及び図2-2に示すとおりです。人口は、減少傾向となっている一方で、世帯は増加傾向にあり、世帯当たりの人数が減少傾向であることから、単身世帯が増加していることが推察されます。

表2-2 人口及び世帯数の推移

和暦 (年)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	1世帯当たりの 人数 (人)
H27	30,507	11,632	2.6
H28	30,186	11,703	2.6
H29	29,989	11,764	2.5
H30	29,788	11,892	2.5
R1	29,374	11,945	2.5
R2	29,053	12,068	2.4
R3	28,725	12,318	2.3
R4	28,451	12,176	2.3
R5	28,285	12,263	2.3
R6	28,068	12,392	2.3

出典：統計まつぶし（令和7年版）

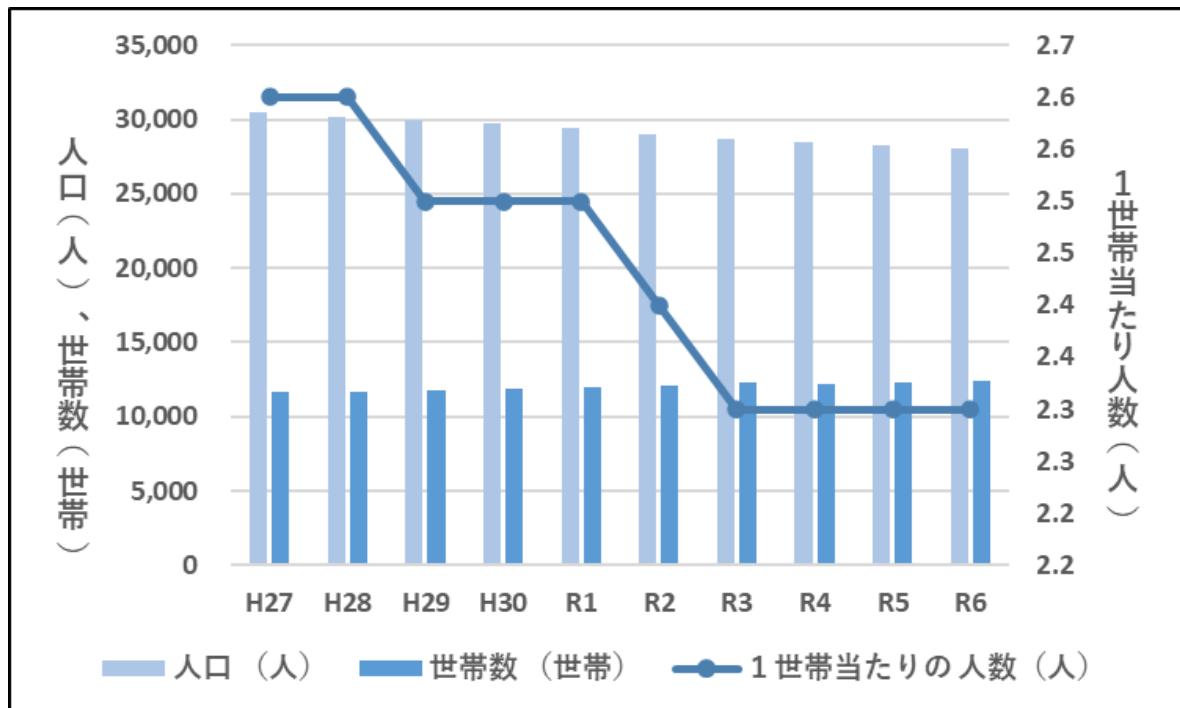


図2-2 人口及び世帯数の推移

2.5. 産業の動向

2.5.1 農業

農家数は、図2-3に示すとおりです。農家数は減少を続けており、令和2年の農家は140戸で、農業就業者数は376人となっています。

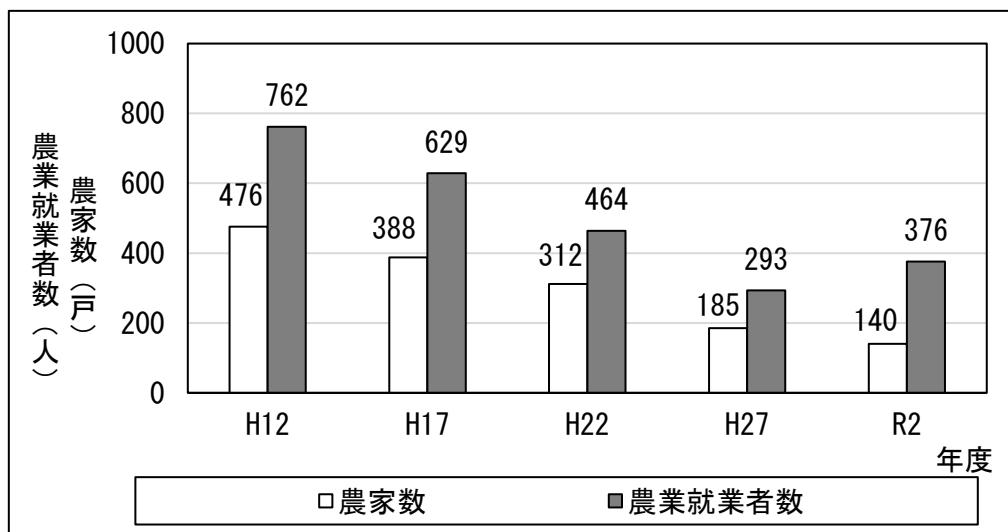


図2-3 農業数の推移

出典：統計まつぶし（令和7年版）

2.5.2 工業

事業所数、従業員数及び製造品出荷額の推移は図2-4に示すとおりです。年度による増減はあるものの、ほぼ横這いです。

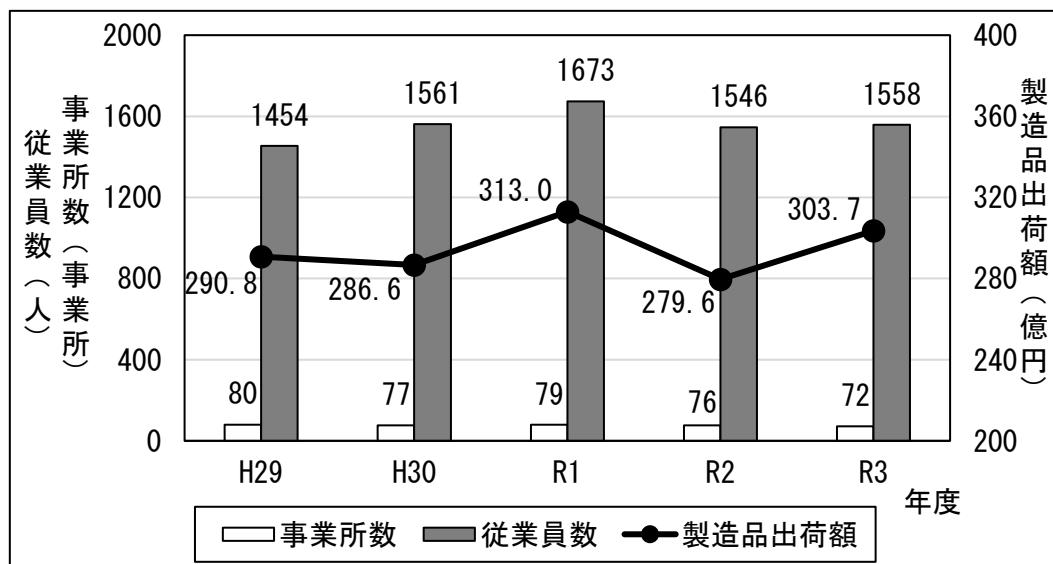


図2-4 事業所数及び従業者数の推移

出典：統計まつぶし（令和7年版）

2.5.3 商 業

事業所数、従業員数及び年間販売額の推移は、図2-5及び図2-6に示すとおりです。

卸売業は、事業所数、従業員数、年間商品販売額とも令和3年度に増加に転じています。

小売業は、事業所数、従業員数がほぼ横這いを示しており、特に令和3年度には、年間販売額が大きく減少しています。

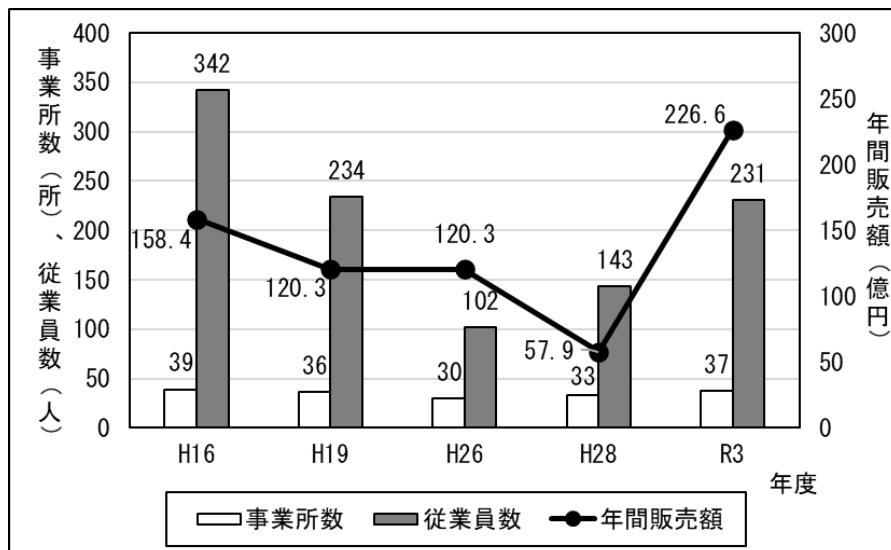


図2-5 卸売業の推移

出典：統計まつぶし（令和7年版）

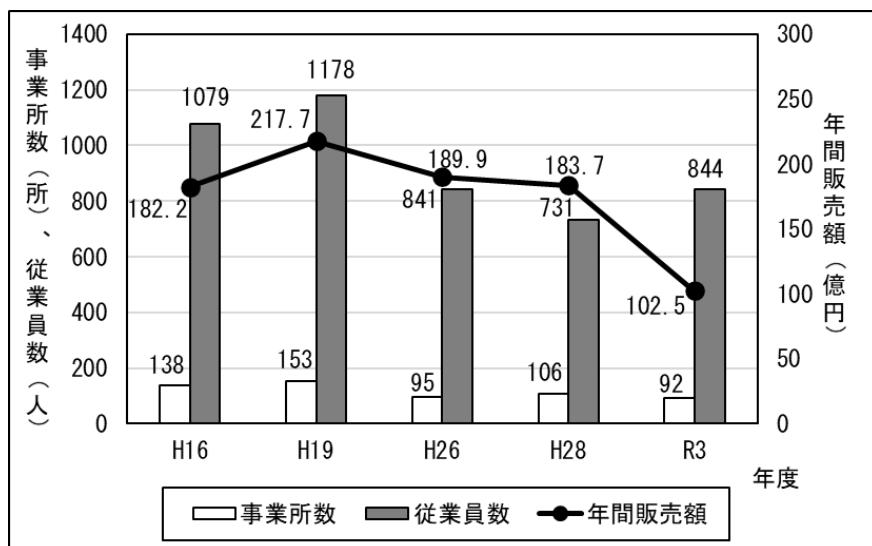


図2-6 小売業の推移

出典：統計まつぶし（令和7年版）

2.6. 土地利用状況

地目別土地利用状況は、表2-3に示すとおりです。農地(田、畠)が約40%、宅地が約24%を占めており、農地は減少傾向、宅地や雑種地はほぼ横這いとなっています。

また、都市計画の指定状況は、表2-4に示すとおりです。本町全域が都市計画区域に指定され、市街化区域割合が16.1%市街化調整区域は83.9%となっています。用途地域は、住居系用途地域が94.4%、商業系用途地域が1.2%、工業系用途地域が4.4%で、住居系を中心とした構成となっています。

表2-3 地目別土地利用状況

地 目	令 和 3 年		令 和 4 年		令 和 5 年	
	面積 (m ²)	比 率 (%)	面積 (m ²)	比 率 (%)	面積 (m ²)	比 率 (%)
総面積	16,200,000	1,000.00	16,200,000	1,000.00	16,200,000	100.00
田	4,770,151	29.45	4,759,756	29.38	4,747,515	29.30
畠	1,554,135	9.59	1,541,542	9.52	1,520,256	9.38
宅地	3,826,689	23.62	3,825,120	23.61	3,840,582	23.71
池沼	0	0	0	0	15,944	0.10
山林	56,209	0.35	49,531	0.31	48,437	0.30
原野	27,166	0.16	27,166	0.16	27,166	0.17
雑種地	1,008,745	6.23	1,031,352	6.37	1,010,666	6.24
その他	4,956,905	30.60	4,965,533	30.65	4,989,434	30.80

出典：統計まつぶし（令和7年版）

表2-4 都市計画の指定状況

種 類	面積 (h a)	構成比 (%)
都市計画区域	1,620.0	100
市街化区域	261.0	16.1
市街化調整区域	1,359.0	83.9
用途地域	261.1	100
第一種低層住居専用地域	124.6	47.7
第二種低層住居専用地域	4.1	1.6
第一種中高層住居専用地域	12.7	4.9
第二種中高層住居専用地域	11.8	4.5
第一種住居地域	71.2	27.3
第二種住居地域	22.0	8.4
近隣商業地域	3.2	1.2
工業地域	3.8	1.5
工業専用地域	7.7	2.9

出典：統計まつぶし（令和7年版）

2.7. 土地利用構想

「松伏町第6次総合振興計画」では、図2-7に示すとおり恵まれた自然環境を活かしつつ、秩序あるまちの発展を図るために、次の4地域に区分した土地利用を定めています。

また、地域の活性化を図るために「活性化推進地区」を位置づけ重点的な土地利用を図ることを計画しています。



図2-7 土地利用構想図

2.8. 水環境、水質保全に関する状況

埼玉県では、公共用水域の水質の汚濁状況を監視するために、県内の主な河川や湖沼における水質測定計画を作成し、水質調査を継続しています。

本町の西境を流下する大落古利根川は、ふれあい橋（松伏町）の測定地点の水質調査を実施しています。中央部を流下する中川は、豊橋（松伏町）の測定地点の水質調査を実施しています。

各地点における河川水質(BOD)の年平均値経年変化は、図2-8、図2-9に示すとおりです。

（参考：環境基準値 BOD 5 mg/1以下）

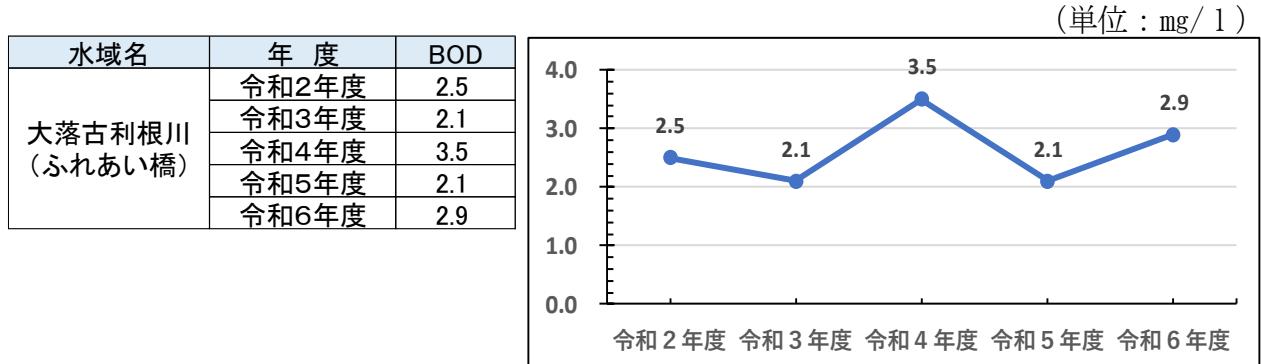


図2-8 BOD 大落古利根川水質調査結果

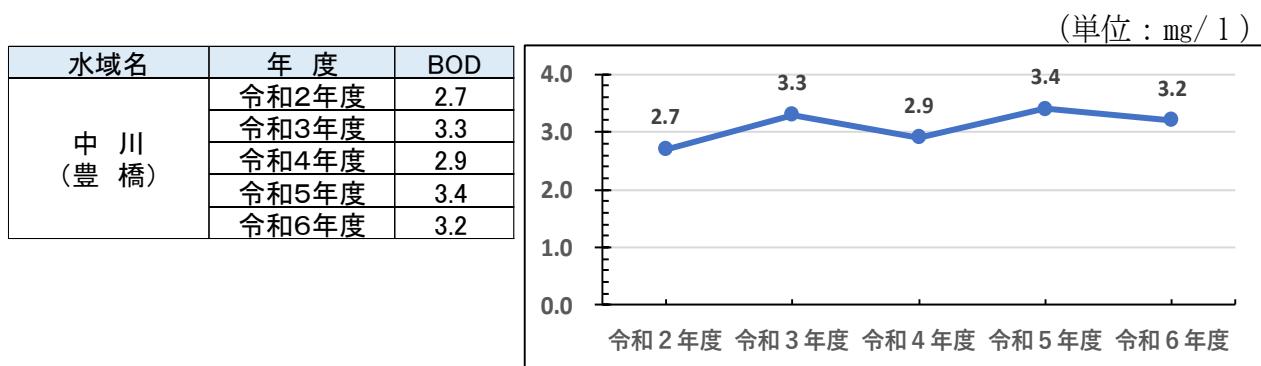


図2-9 BOD 中川水質調査結果

出典：埼玉県公共用水域（河川及び湖沼）の水質測定結果

第3章. 生活排水処理基本計画

3.1. 生活排水処理の現状及び課題

3.1.1. 生活排水処理フロー

生活排水処理フローは、図3-1に示すとおりです。

生活排水のうち下水道接続、農業集落排水接続、合併処理浄化槽は、し尿・生活雑排水を合わせて処理しています。

単独処理浄化槽と汲み取り便槽は、し尿のみが処理されているため生活雑排水が未処理のまま公共用海域に放流されています。

また、町内の合併処理浄化槽、単独処理浄化槽、汲み取り便槽はし尿・浄化槽汚泥として収集して、東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター（以下、「汚泥再生処理センター」という）に搬入されて適正に処理されています。

汚泥再生処理センターで処理された後は、し渣・脱水汚泥はごみ処理施設で焼却処理され、処理水は下水道処理施設に放流されています。

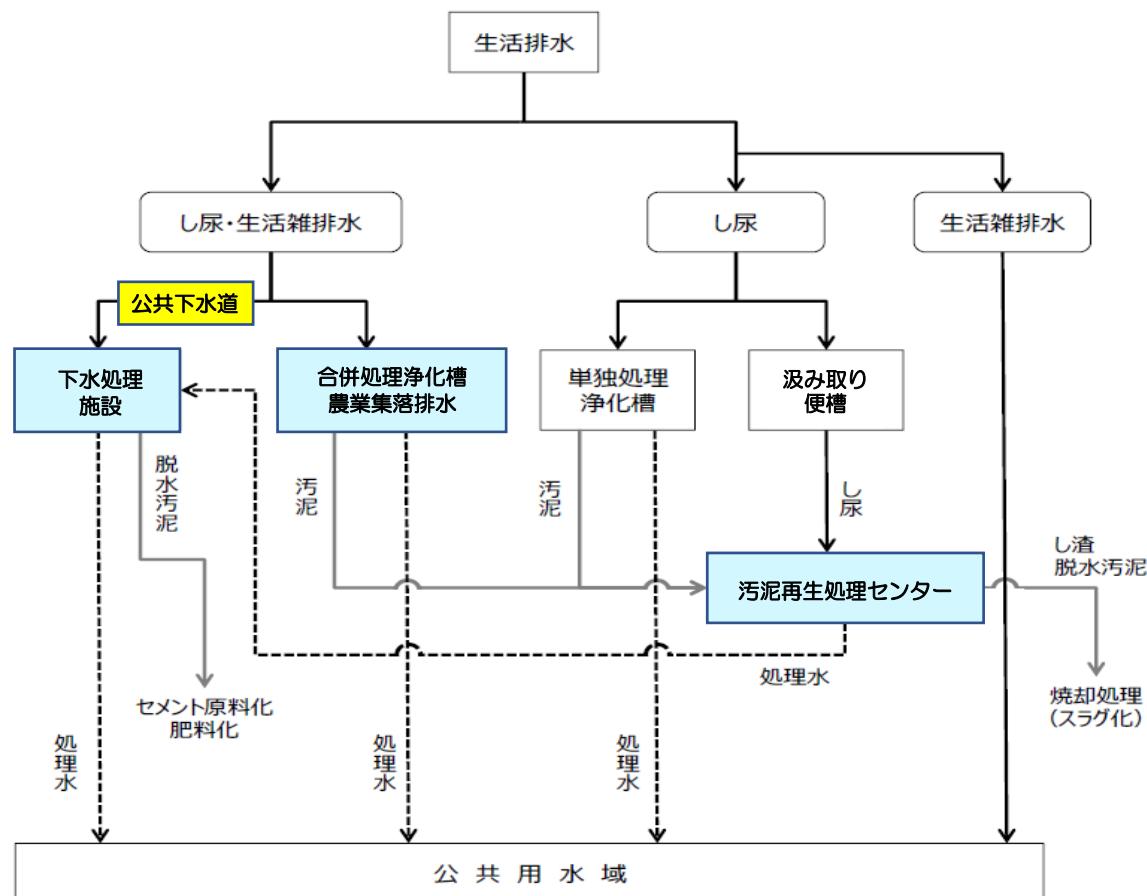


図3-1 生活排水処理フロー

3.1.2. 生活排水処理体制

(1) 生活排水処理主体

生活排水の処理主体は、表3-1に示すとおりです。

下水処理施設の処理主体は埼玉県が広域で行っています。公共下水道及び農業集落排水は本町で行っています。

表3-1 生活排水の処理主体

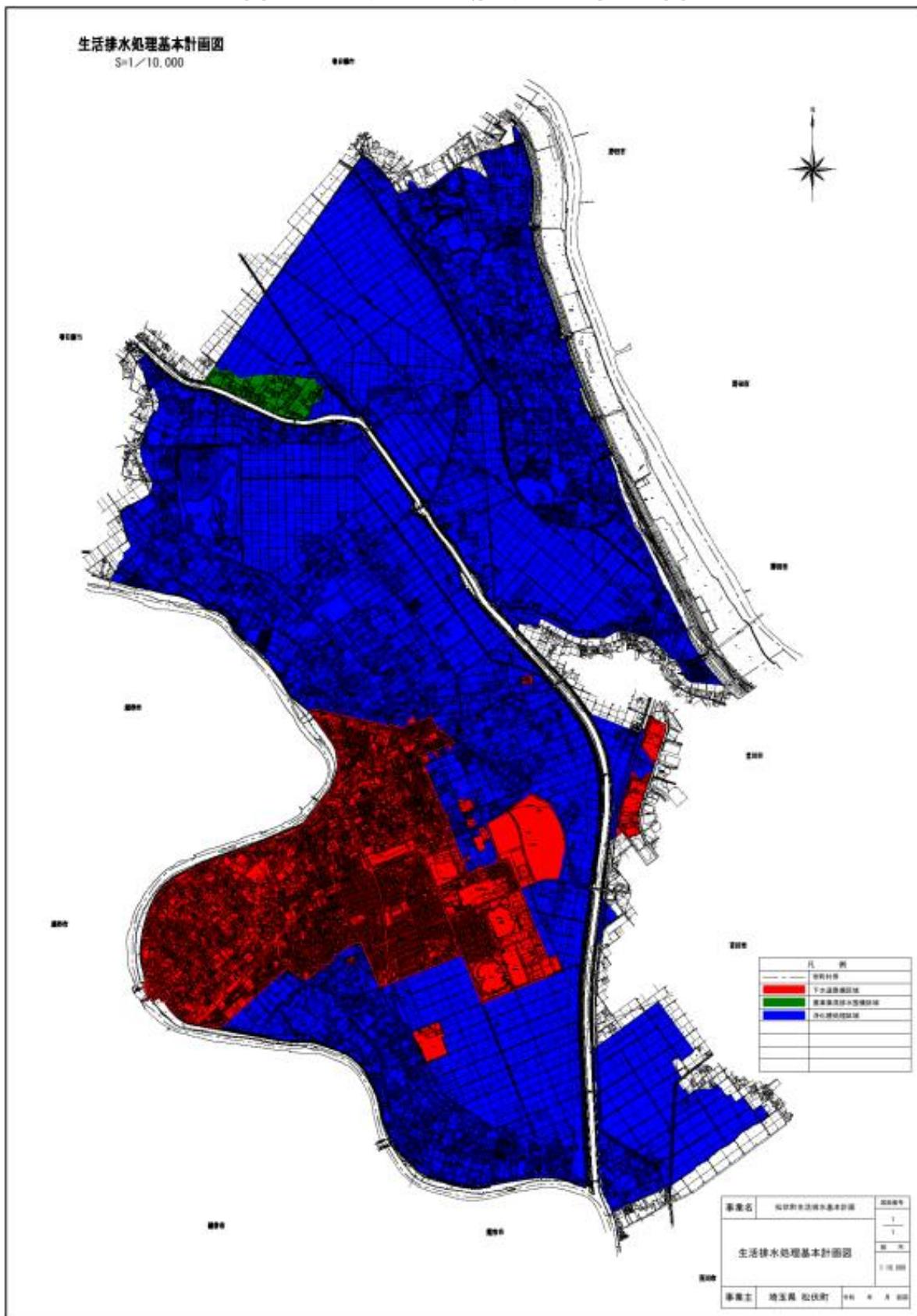
処理施設の種類	生活排水の種類	処理主体
下水処理施設	し尿及び生活雑排水	埼玉県
公共下水道	し尿及び生活雑排水	松伏町
農業集落排水	し尿及び生活雑排水	松伏町
合併処理浄化槽	し尿及び生活雑排水	設置者
単独処理浄化槽	し尿	設置者
汲み取り便槽	し尿	設置者
汚泥再生処理センター	し尿及び浄化槽汚泥	東埼玉資源環境組合

(2) 生活排水処理区域

1) 生活排水処理基本計画図

本町は、「中川流域関連松伏公共下水道事業計画」及び「農業集落排水施設整備構想（整備基本計画）」を基に、生活排水処理施設整備区域を見直し、図3-2に示すとおり区域を設定するものです。

図3-2 松伏町生活排水処理基本計画図



2) 公共下水道

公共下水道は、中川流域下水道の中川処理区に位置付けられています。

本町の下水は、終末処理場である中川水循環センターで処理されています。

中川水循環センターの概要は、表3-2及び図3-3に示すとおりです。

表3-2 中川水循環センターの概要

所在地	埼玉県三郷市番匠免3丁目2番2
関係市町	さいたま市（一部）、川口市（一部）、春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、伊奈町、宮代町、杉戸町、松伏町
処理区名	中川処理区
計画人口	1,454,000人（松伏町は12,200人）
計画汚水量	765,000m ³ /日（八潮市は64,400 m ³ /日）
処理方法	凝集剤添加循環式硝化脱窒法+高速ろ過法
処理能力	9系列613,200m ³ /日（H27年度末）
放流先	一級河川中川（利根川水系）
その他	中川水循環センターは、埼玉県からの委託を受け、公益財団法人埼玉県下水道公社（中川支社）が維持管理等を行っています。



図3-3 中川水循環センター（凡例:所在地…[]）

出典：埼玉県中川流域下水道概要

3) し尿処理施設

し尿・浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターで処理されています。汚泥再生処理センターの概要は、表 3-3 及び図 3-4 に示すとあります。

表3-3 東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センターの概要

所在地	埼玉県八潮市大字八條700番地
敷地面積	25, 884. 14 m ²
処理方法	固液分離方式 + 水処理方式 + 下水道放流
	固液分離方式 : 直接脱水処理
	水処理方式 : 担体処理 + 標準脱窒素処理
	処理後下水道放流
建築面積	1, 609. 40m ²
延べ面積	3, 226. 92m ²
処理能力	260 kL/日
その他	太陽光発電 : 35kW



図3-4 東埼玉資源環境組合第二工場汚泥再生処理センター

出典：東埼玉資源環境組合汚泥再生処理センター建設・運営事業の概要

3.1.3. 生活排水処理の実績

(1) 処理形態別人口

生活排水処理形態別人口の推移は、表3-4に示すとおりです。公共下水道処理人口は年々減少傾向を示しており、水洗化率も横ばい傾向です。令和6年度の水洗化率は、85.56%となっています。合併処理浄化槽人口は増加傾向となっており、全体的な生活排水処理人口は横ばい傾向です。一方で、生活排水未処理人口（単独処理浄化槽、汲み取り便槽）の減少傾向となっています。このため、生活排水処理率は上昇傾向を示しており、令和6年度で85.29%となっています。

表3-4 処理形態別人口の推移

各年度3月末現在

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
計画処理区域内人口	人	28,725	28,451	28,285	28,068	27,723
生活排水処理人口	人	23,598	23,548	23,601	23,577	23,644
公共下水道	処理人口	人	19,855	19,731	19,686	19,566
水洗化人口	人	16,738	16,812	16,793	16,500	16,563
水洗化率	%	84.30	85.21	85.30	84.33	85.56
農業集落排水人口	人	134	131	130	125	116
合併処理浄化槽人口	人	3,609	3,686	3,785	3,886	4,169
生活排水未処理人口	人	5,127	4,903	4,684	4,491	4,079
単独処理浄化槽人口	人	4,501	4,379	4,166	4,151	3,739
汲み取り便槽人口	人	626	524	518	340	340
生活排水処理率	%	82.15	82.77	83.44	84.00	85.29

(2) し尿・浄化槽汚泥量

し尿・浄化槽汚泥量の推移は、表3-5に示すとおりです。し尿・浄化槽汚泥量は減少傾向を示しており令和6年度では、5,247.81kLとなっています。

し尿・浄化槽汚泥量の内訳は、浄化槽汚泥量が4483.83 kLし尿量が763.98 kLとなっています。

また、し尿・浄化槽汚泥原単位は、全体と浄化槽汚泥量では減少傾向、し尿量は増加傾向を示しており、令和6年度ではし尿・浄化槽汚泥原単位が 1.74L/人・日、浄化槽汚泥原単位 1.55L/人・日、し尿原単位 6.16L/人・日となっています。

表3-5 し尿・浄化槽汚泥量の推移

項目	年度 単位	R2	R3	R4	R5	R6
し尿・浄化槽汚泥量	kL	5,763.22	5,561.78	5,394.01	5,395.32	5,247.81
浄化槽汚泥量	kL	4,974.48	4,778.05	4,617.07	4,625.10	4,483.83
し尿量	kL	788.74	783.73	776.94	770.22	763.98
し尿・浄化槽汚泥原単位	L/人・日	1.81	1.77	1.74	1.76	1.74
浄化槽汚泥原単位	L/人・日	1.68	1.62	1.59	1.58	1.55
し尿原単位	L/人・日	3.45	4.10	4.11	6.21	6.16

3.1.4. 生活排水処理の課題

(1) 生活排水処理施設の整備

「埼玉県生活排水処理施設整備構想」に基づき、下水道整備及び農業集落排水整備と浄化槽整備を進めております。

下水道整備については、下水道整備区域内全て下水道供用開始公示済区域になっております。下水道及び農業集落排水を整備した地域では、接続を促すことによって接続率を向上させてまいります。

浄化槽については、本町が行っている浄化槽設置整備事業を継続的に実施していくことで、合併処理浄化槽への転換を促してまいります。

また、生活排水処理施設の整備を進めていくためには、町民・事業者に整備の重要性や町が実施している事業の内容に関する情報を継続的に提供してまいります。

(2) し尿・浄化槽汚泥の適正処理

汲み取り便槽や浄化槽から発生するし尿・浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターで処理されています。

施設が長期的に稼働できるように、東埼玉資源環境組合のし尿処理に協力していくとともに、町内の収集・運搬業者に対して、適切な収集を行うように指導していくことが必要です。

また、町民に対しては適正な頻度で清掃等の維持管理を実施することを普及啓発してまいります。

3.2. 基本理念及び基本方針

3.2.1. 基本理念

町民の誰もが快適さを実感できるよう、地域の特性に応じた下水道処理システムの適正な維持管理により長寿命化を推進します。

このことを踏まえ生活排水処理に関する基本理念を以下のように定めます。

生活排水処理施設の着実な整備にと適切な維持管理による
快適な生活環境の実現

3.2.2. 基本方針

基本理念に基づき、自助と互助により環境を守り育て、生活環境と自然環境との共生した生活排水処理のさらなる推進を図るために、本計画における生活排水処理の基本方針を以下のとおり設定します。

基本方針① 計画的な生活排水処理施設整備

下水道及び農業集落排水の供用区域においては、未接続世帯及び未接続施設を解消するため、早急に下水道または農業集落排水への接続を促進します。また、浄化槽整備区域の地区においては、単独処理浄化槽、汲み取り便槽から合併処理浄化槽の転換を促進します。

基本方針② 施設の適正な維持管理

整備された下水道及び農業集落排水については、適正な維持管理を推進します。浄化槽については、設置者への定期的な「保守点検」・「清掃」・「法定検査」の実施に関する周知啓発を行い、適正な維持管理を促進します。し尿、農業集落排水施設汚泥及び浄化槽汚泥については、効率的な収集・運搬・処理を実施します。

基本方針③ 生活排水対策への理解の向上

日常生活や事業活動における環境負荷への低減に向けて、生活排水対策に対する理解と環境に配慮した取り組みができるよう、町民・事業者・町のそれぞれの立場と役割に応じた取り組みを進めます。

3.3. 目標の設定

(1) 生活排水処理の目標

本計画では、引き続き生活排水処理に係る施策に取り組むことにより、目標年度までに目指す生活排水処理の目標を表3-6に示すとおり定めます。

表 3-6 生活排水処理の目標

各年度3月末現在

項目	年度 単位	R6 (基準年度)	R13 (中間年度)	R18 (中間年度)	R23 (目標年度)
計画処理区域内人口	人	27,723	25,976	24,695	23,433
生活排水処理人口	人	23,644	23,653	23,985	23,433
公共下水道	処理人口	人	19,359	18,139	17,244
	水洗化人口	人	16,563	16,219	16,446
	水洗化率	%	85.56	89.42	95.37
農業集落排水	人	116	108	102	96
合併処理浄化槽人口	人	4,169	5,406	6,639	6,975
生活排水未処理人口	人	4,079	2,323	710	0
単独処理浄化槽人口	人	3,739	2,105	603	0
汲み取り便槽人口	人	340	218	107	0
生活排水処理率	%	85.29	91.06	97.12	100.00

(2) し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥の処理計画

1) 収集・運搬計画

本町から発生するし尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥については、衛生的に処理することを基本とし、将来の収集量にあわせた収集体制の効率化・円滑化を図り、計画的な収集・運搬を行います。

収集・運搬については、し尿は委託業者、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は許可業者が、バキューム車による収集・運搬方式で行います。

2) 中間処理計画

し尿、農業集落排水汚泥及び浄化槽汚泥は、汚泥再生処理センターにおいて適正処理を進めます。

なお、汚泥処理量の推計は表3-7に示すとおりです。

表3-7 汚泥処理量の推計

項目	年度 単位	R6 (基準年度)	R13 (中間年度)	R18 (中間年度)	R23 (目標年度)
し尿・浄化槽汚泥量	kL	5,247.81	4,748.58	4,346.64	3,954.82
浄化槽汚泥量	kL	4,483.83	4,258.73	4,106.21	3,954.82
し尿量	kL	763.98	489.85	240.43	0.00
し尿・浄化槽汚泥原単位	L/人・日	1.74	1.68	1.62	1.55
浄化槽汚泥原単位	L/人・日	1.55	1.55	1.55	1.55
し尿原単位	L/人・日	6.16	6.16	6.16	0.00

3) 施設整備計画の方向性

一般的なし尿処理施設の耐用年数は、過去の更新事例などを参考とすれば、概ね20~30年程度と考えられます。多くのし尿処理施設では、一般的な耐用年数を超えて稼動を継続しており地震等自然災害による影響や突発的な故障・事故の発生が懸念される状況となっています。処理設備の予防保全を前提として、適正なし尿処理を継続するためには、経済的要因や社会的要因も考慮した対処方法の検討が急務となっています。

こうした状況を踏まえて、本町では、効率的かつ経済的なし尿処理施設の整備方法として、広域による施設整備を維持するため東埼玉資源環境組合が主体となって検討いただくこととします。

3.4. 目標達成に向けた施策

3.4.1. 普及啓発計画

施策1-1 生活排水処理に関する情報提供

生活排水対策の必要性について町民、事業者に周知するため「広報まつぶし」や「松伏町ホームページ」等を通じて情報提供を行っていきます。

施策1-2 净化槽維持管理に関する普及啓発

浄化槽を使用している設置者に対して、機能維持のために必要な「清掃」、「保守点検」、「法定検査」を実施するように周知徹底し、確実に実施されるよう指導に努めていきます。

また、浄化槽清掃業者に対しても適切な指導を行っていきます。

3.4.2. 発生・排出抑制計画

施策 2-1 下水道及び農業集落排水接続の促進施策

下水道及び農業集落排水を整備した地域については、未接続世帯に対する接続を促進していきます。

施策 2-2 合併処理浄化槽の転換促進施策

浄化槽整備区域については、現在実施している浄化槽設置整備事業による浄化槽の整備を積極的に推進し、単独処理浄化槽や汲み取り便槽から合併処理浄化槽に転換するように促していきます。

3.4.3. 収集・運搬計画

施策 3-1 適正な収集・運搬の継続

許可業者が行っている浄化槽汚泥の収集は効率的な体制であるため、現在の収集・運搬体制を維持することで適正な収集・運搬を継続していきます。

また、許可業者との連携をして、収集サービスや保健衛生のさらなる向上を図っていきます。

3.4.4. 中間処理計画

施策 4-1 適正な中間処理への協力

汚泥再生処理センターで行っているし尿・浄化槽汚泥の処理について、東埼玉資源環境組合や構成市町間の連携を図りながら施設の延命化、適正処理の確保、再資源化計画について適正な中間処理が行われるように協力していきます。

3.4.5. 最終処分計画

施策 5-1 適正な最終処分の継続

し尿処理により発生する固体物は、水分を70%以下にまで脱水し、第二工場ごみ処理施設へ搬入し、助燃剤として有効利用します。

また、東埼玉資源環境組合や構成市町と連携して、適正な最終処分がされるよう協力します。

施策 5-2 最終処分量の削減

下水道整備区域及び農業集落排水整備区域では下水道及び農業集落排水への接続を促進することで、し尿・浄化槽汚泥量の削減に努め、最終的に発生する最終処分量の削減を行うことで、最終処分場の延命化に協力していきます。

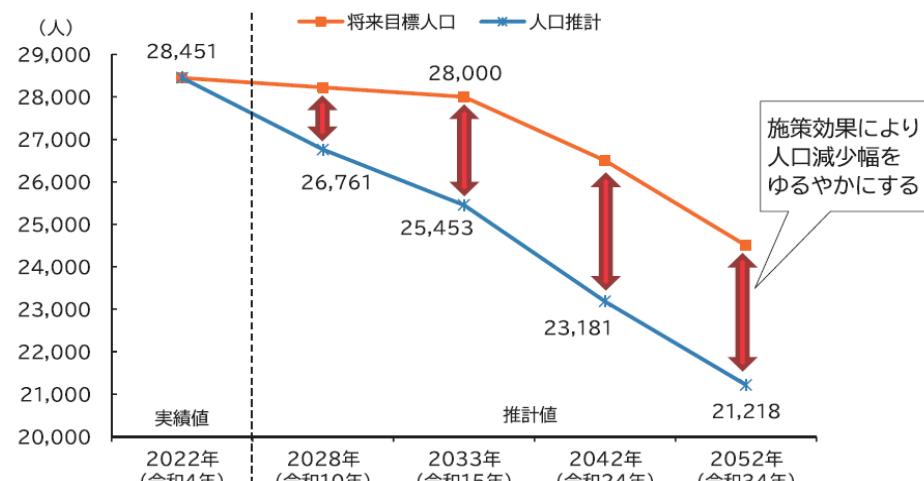
◆ 資 料 編 ◆

資料-1 松伏町将来人口推計ツール

4. 将来自目標人口

第6次総合振興計画における人口推計は、住民基本台帳の数値を基にコーホート要因法により、基準人口の2017年（平成29年）と2022年（令和4年）の4月1日現在の実績値を基に算出しています。本計画の目標年次である2033年（令和15年）の人口は、人口推計においては約25,500人程度、2042年（令和24年）の人口は約23,000人程度、2052年（令和34年）の人口は約21,000人程度となることが予想されます。第6次総合振興計画では、土地利用構想に記載した松伏田島産業団地の整備などを進めている「職住近接と核づくりによる新市街地区域」の開発は引き続き推進しつつ、新たに3箇所の土地利用検討エリアの開発を検討します。合わせて子育て支援や学校教育、福祉の充実、企業誘致やシティプロモーションの推進、公共交通施策の充実など本計画に位置付けた施策を実施します。これらの施策効果を想定した場合は、2033年（令和15年）の将来自目標人口は28,000人となり、人口減少幅がゆるやかになります。

将来自目標人口と人口推計



人口推計の説明

国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」の数値を基に、町の住民基本台帳の実績値でコーホート要因法により推計した数値

	実績値		人口推計			
	2017年 (平成29年)	2022年 (令和4年)	2028年 (令和10年)	2033年 (令和15年)	2042年 (令和24年)	2052年 (令和34年)
総 数	29,989	28,451	26,761	25,453	23,181	21,218
0~14歳	3,708	2,923	2,473	2,474	2,852	2,935
15~64歳	18,348	17,030	15,723	14,258	10,810	9,605
65歳以上	7,933	8,498	8,565	8,721	9,519	8,678

※各年4月1日現在

出典：松伏町第6次総合振興計画（令和6年）

資料-2 埼玉県構想策定マニュアル(令和7年3月)

1 市町村生活排水処理基本計画の見直し等にあたって

(1) 楽 旨

本県では、県内の生活排水の100%処理を目指し「埼玉県生活排水処理総合基本構想」を平成10年度に策定した。その後、この総合基本構想を見直した「埼玉県生活排水処理施設整備構想」を平成16年度に策定し、改訂と中間見直しを経ながら現在に至っている。

本県における生活排水処理人口普及率は、令和5年度末現在、94.0%まで整備が進んでいる状況である。

このたび、人口減少や少子高齢化の進展、地域社会構造の変化など、生活排水処理施設の整備を取り巻く諸情勢が大きく変化していること、市町村合併による行政区域の再編や地方財政が依然として厳しい状況にあることなどを踏まえ、同構想の見直しを行うものである。同構想は各市町村の生活排水処理基本計画等を踏まえ策定しているため、市町村計画の見直し等作業にあたって、県として皆様に御留意いただきたい点をまとめたものである。

(2) 前提事項

	新 計 画	現 計 画
期 間	令和8年度～令和23年度	平成23年度～令和7年度
基準年度	令和6年度	平成20年度

※ 上位計画の見直しに合わせて見直すようあるため、市町村において独自の期間が設定されることもある。

(参考) 生活排水処理基本計画策定指針(平成2年10月08日付衛環200号 厚生省生活衛生局水道環境部環境整備課長通知)

2 目標年次

本計画の目標年次は原則として計画策定期より一〇～一五年後程度とし、必要に応じて中間目標年次を設けること。

2 用語の定義

(1) 生活排水処理基本計画

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項に基づき市町村が定めなければならない一般廃棄物処理基本計画を構成する計画の一つ。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条第一項の規定により、市町村は、その区域(市町村長が政令で定める基準に従い指定する区域を除く。)内における一般廃棄物の処理について、一定の計画を定めなければならないものとされている。

(2) 見直し等マニュアル

埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに係る市町村生活排水処理基本計画見直し等マニュアル（本マニュアル）をいう。

(3) 費用比較用マニュアル

個別処理（浄化槽）と集合処理（下水道、農業集落排水、コミュニティ・プラント）に関する処理についての費用を比較するためのマニュアル。「埼玉県生活排水処理施設整備構想見直しに伴う市町村生活排水処理基本計画等見直し作業マニュアル 令和元年5月 埼玉県」に準拠している。

(4) 汚水処理人口普及状況調査

環境省、国土交通省、農林水産省が、毎年合同で各々が所管する下水道、農業集落排水施設等、浄化槽、コミュニティ・プラント等の汚水処理施設の処理人口等について行う調査。

(5) 下水道

下水道は、下水道法第二条第二項の規定により、下水を排除するために設けられる排水管、排水渠その他の排水施設（かんがい排水施設を除く。）、これに接続して下水を処理するために設けられる処理施設（し尿浄化槽を除く。）又はこれらの施設を補完するために設けられるポンプ施設、貯留施設その他の施設の総体をいう。

(6) 下水道全体計画区域

生活排水の処理を下水道によって行うこととした地域をいう。下水道事業計画区域、下水道供用開始公示済区域を含む。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域に同じ。

(7) 下水道整備区域

下水道全体計画区域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道整備区域に同じ。

(8) 下水道事業計画区域

下水道法第四条の規定により定めた事業計画により下水道を整備する地域をいう。ただし、見直し等マニュアルでは雨水公共下水道による整備を行う地域を除く。また、下水道供用開始公示済区域を除く。汚水処理人口普及状況調査における下水道事業計画区域に同じ。

(9) 下水道供用開始公示済区域

下水道法第九条第二項の規定により、終末処理場による下水の処理を開始した地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道供用開始公示済区域に同じ。

(10) 農業集落排水

農業集落において汚水処理施設を整備する事業により整備された排水施設であり、計画人口が概ね1,000人程度以下の集落を対象としている。浄化槽法上の浄化槽にあたる。

(11) 農業集落排水整備区域

生活排水の処理を農業集落排水施設により行うこととした地域をいう。

(12) コミュニティ・プラント

地方公共団体、公社、公団等の公的機関、民間開発者の開発行為による住宅団地等に設置される汚水処理施設であり、環境省所管の地域し尿処理整備事業により設置されるものを行う。設置及び管理は市町村が行う。廃棄物の処理及び清掃に関する法律のし尿処理施設にあたる。

(13) コミュニティ・プラント処理区域

生活排水の処理をコミュニティ・プラントにより行うこととした地域をいう。汚水処理人口普及状況調査におけるコミュニティ・プラント処理区域に同じ。

(14) 処理槽

見直し等マニュアルにおいては合併処理処理槽のことをいい、みなし処理槽（いわゆる単独処理処理槽）は含まない。

(15) 処理槽処理区域

生活排水の処理を集合処理（下水道、農業集落排水施設、コミュニティ・プラント等）により行わないこととした地域をいう。汚水処理人口普及状況調査における下水道全体計画区域、農業集落排水整備区域、コミュニティ・プラント処理区域を除いた区域に同じ。汚水処理人口普及状況調査における「処理槽整備区域、その他区域」に同じ。

(16) 処理槽整備区域

個別処理である処理槽について、新たに市町村が積極的に処理槽の整備を促進する区域として、平成22年度生活排水処理施設整備構想から設定された区域。処理槽処理区域に含まれる。

(17) 生活排水処理人口

生活排水を下水道、農業集落排水、処理槽、コミュニティ・プラントにより処理を行っている人口。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口に同じ。

(18) 生活排水処理人口普及率

生活排水処理人口を住民基本台帳人口で割ったもの。汚水処理人口普及状況調査の汚水処理人口普及率に同じ。

(19) 少人数高齢世帯

65歳以上2名以下の世帯。環境省の少人数高齢世帯に対する維持管理負担軽減事業対象の少人数高齢世帯に同じ。

(20) 整備完了

見直し等マニュアルにおいては、生活排水処理施設がすべて完了することをいう。生活排水処理人口普及率100%の状態を指す。

松伏町生活排水処理基本計画

発行日： 令和7年11月

発行者： 松伏町

〒343-0192

埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2424番地

TEL : 048-991-1839

FAX : 048-991-9092

URL : kankyou1060100@town.matsubushi.lg.jp